

奈良労働局発表

平成23年8月11日

奈良労働局労働基準部 賃金室長 松村 光偉 賃金係長 生地 廣行 電話 0742-32-0206

奈良県最低賃金の改正決定について答申

奈良地方最低賃金審議会(会長 上野 紘)は、平成23年8月11日に本審議会を開催し、本年7月6日に奈良労働局長(小松 克行)から諮問を受けた奈良県最低賃金の改正決定について答申を行った。

答申による引上げ額等は次のとおりである。

最低賃金の件名	現 行	平成23年度(今回の答申)		
	時 間 額	時 間 額	引 上 げ 額	引 上 げ 率
奈良県最低賃金	691円	693円	2円	0.29%

今回の答申は、現下の最低賃金を取り巻く状況や、関係労使からの意見等そして最低賃金に関する実態調査結果など踏まえ、数次にわたる審議の結果なされたものである。

奈良労働局長(小松 克行)は、今回の答申の内容について8月11日付けで「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行った。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労使は8月26日までに異議の内容及び理由を異議申出書で提出することとしている。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年10月7日からとなる予定である。

異議申出があれば、異議の内容等について本審議会において再度審議が行われる。

平成23年度の審議会経過について

「本審議会」

第1回	H23.6.6	第421回	奈良地方最低賃金審議会
第2回	H23.7.6	第422回	奈良地方最低賃金審議会（諮問）
第3回	H23.7.26	第423回	奈良地方最低賃金審議会
第4回	H23.8.8	第424回	奈良地方最低賃金審議会
第5回	H23.8.11	第425回	奈良地方最低賃金審議会（答申）

「専門部会」

第1回	H23.7.26	奈良県最低賃金専門部会
第2回	H23.7.29	奈良県最低賃金専門部会
第3回	H23.8.3	奈良県最低賃金専門部会
第4回	H23.8.5	奈良県最低賃金専門部会
第5回	H23.8.8	奈良県最低賃金専門部会
第6回	H23.8.10	奈良県最低賃金専門部会

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成19年度	667円	11円	1.68%
平成20年度	678円	11円	1.65%
平成21年度	679円	1円	0.15%
平成22年度	691円	12円	1.77%
平成23年度	693円	2円	0.29%